

税務 会計

LIBOR 停止も会計に即した税務処理可

金融庁、国税庁に文書照会し税務上の取扱いを明確化へ

要約

- ▶ LIBORが2021年12月末に公表停止されることに伴い、金融庁が税務上の取扱いの明確化を求め国税庁に文書照会。
- ▶ LIBORを参照する金融商品の金利指標を置き換えた場合であっても、ASBJの実務対応報告による会計上の取扱いに即した税務上の取扱いを認める方向。協議が終了次第公表へ。

金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革でLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）が2021年12月末で停止されることが正式に公表された。

LIBORの停止に伴う会計上の取扱いに関しては、昨年9月29日に企業会計基準委員会（ASBJ）が実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表している（本誌852号、858号参照）。

実務対応報告では、今回の金利指標改革に起因するLIBORの置換は企業からみると不可避免的に生じる事象であるため、LIBORを参照する金融商品について金利指標を置き換える場合（契約の経済効果が金利指標置換の前後で概ね同等となることを意図した金融商品の契約上のキャッシュ・フローの基礎となる金利指標を変更

する契約条件の変更のみが行われる金融商品等が対象）であっても、ヘッジ会計を継続して適用できるとの特例的な取扱いを定めている。

例えば、金利指標置換前については、金利指標改革に起因する契約の切替が行われたときであってもヘッジ会計の適用を継続することができるとしている。また、ヘッジの有効性の評価は、ヘッジ対象及びヘッジ手段の参照する金利指標は既存の金利指標から変更されないとの仮定を置いて事前テストを実施することができるとしたほか、事後テストにおいてはヘッジ有効性が認められなかった場合であってもヘッジ会計の適用を継続できるなどとしている。

一方、税務上の取扱いについては、金融庁が令和3年度税制改正要望において、LIBOR公表停止に伴う所要の措置を講じるよう求めており、昨年末の与党の税制調査会において認められていた。

このほど本誌の取材によれば、LIBOR公表停止に伴いLIBORを参照する金融商品について金利指標を置き換えた場合であっても、会計上の取扱いに即した税務上の取扱いを認める方向であることがわかった。法令による見直しではないため、現在、金融庁が国税庁に文書照会を行っており、協議が終了次第、公表される見込みとなっている。